

報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告します。

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考 (事業の規模：千円)
水道事業会計	—	1,704,105
下水道事業会計	—	546,330
農業集落排水事業会計	—	237,738

※ 「事業の規模」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条の規定により算出された額

令和5年8月30日報告

筑西市長 須藤 茂

令和4年度

経営健全化審査意見書

筑西市監査委員

筑監査第25号
令和5年8月9日

筑西市長 須藤 茂 様

筑西市監査委員 佐藤 千明

筑西市監査委員 田中 隆徳

令和4年度決算に基づく経営健全化 審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和4年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期日 令和5年7月18日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

特別会計の名称	令和3年度	令和4年度	経営健全化基準
①水道事業会計	—	—	20.0
②下水道事業会計	—	—	20.0
③農業集落排水事業会計	—	—	20.0

※ —は、資金不足額がない事を表す。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

3企業会計とも資金不足額はなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

3企業会計において資金不足額は無い。しかし、2企業会計においては、一般会計からの繰入金によるところが大きく、繰入金については、総務省通知「地方公営企業繰出金について」に基づき、適切な運営ができるよう、各企業会計に一層の経営努力を願いたい。